

日進市特定空家等判断基準（案）

1 理由

空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第14項に基づき、平成27年5月26日に「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）が定められました。

このガイドラインは、市町村が「特定空家等」を判断する際の基準等について、参考となる考え方を示したものであるため、市独自の判断基準を作成する必要があります。そのため、日進市特定空家等判断基準（案）を作成するものであります。

2 判断基準の内容

日進市特定空家等判断基準（案）のとおりに従います。

3 特徴

- ・基本的にガイドラインに準拠した評価分類とし、調査項目は、先進自治体の事例を参考としています。
- ・空家等の用途や構造がさまざまであるため、一律の定量的基準を用意することは適当でないと考え、必要に応じて「参考とする基準・法令等」から定量的な根拠を示す手法を採用しています。
- ・「周辺への影響」を特に考慮し判断していきます。（「空家等の損傷度合い等」と「周辺への影響」の2段階チェック方式を採用しています。）

4 その他

- ・本基準は、特定空家等を認定するための判断基準として活用していきます。
- ・（仮称）日進市空家の適正管理に関する条例が施行された場合、「特定空家等に準ずる家屋」の認定も、本基準で判断していきます。（平成30年4月1日から運用開始）

【参考】特定空家等の認定フロー（案）

